## 平成八年政令第二百十六号 塩事業法施行令

第一項及び第五項並びに第四十四条の規定に基づ 条第二項、第六条第二項及び第四項、第二十七 並びに第三十四条並びに附則第四条第一項、第五 第二十条、第二十二条第一項第三号、 第三条第一項及び第四項、第十一条、第十七条、 項及び第二項、第三十一条第二項、第三十三条 第三十四条第一項及び第二項、第三十七条第 第三十八条第一項及び第三項、第四十二条 塩事業法 (平成八年法律第三十九号) 第三十条第

第一条 この政令において、次の各号に掲げる用 き、この政令を制定する。

語の意義は、当該各号に定めるところによる。 う。)第二条第二項に規定する塩製造業者を 塩製造業者 塩事業法(以下「法」とい

三 塩特定販売業者 法第二条第三項に規定す 二 特殊用塩等製造業者 法第十五条第二項に る塩特定販売業者をいう。 規定する特殊用塩等製造業者をいう。

卸売業者をいう。 に規定する特殊用塩特定販売業者をいう。 特殊用塩特定販売業者 法第十八条第二項 塩卸売業者 法第二条第四項に規定する塩

り塩事業センターとしての指定を受けた者を センター 法第二十一条第一項の規定によ

(関係行政機関の長との協議)

水産大臣、経済産業大臣その他の関係行政機関 の長と協議するものとする。 財務大臣は、次に掲げる場合には、 農林

を変更しようとするとき。 を策定し、又は同条第三項の規定によりこれ 法第三条第一項の規定により塩需給見通し

三 法第十一条 (法第十七条及び第二十条にお 一 法第三条第四項、第三十条第一項又は第三 報告を除く。)を求めようとするとき。 十一条第二項の規定による報告(センターの 令をしようとするとき。 いて準用する場合を含む。)の規定による命

又は収去を行うため事業場(センターの事業 場を除く。) に立ち入ろうとするとき。 法第三十条第二項の規定による検査、質問 法第三十一条第二項の規定による勧告を行 項第四号

おうとするとき

おうとするとき 法第三十一条第三項の規定による公表を行

(塩特定販売業者、 塩卸売業者等に関する読替

読替えは、次の表のとおりとする。 する場合における同条後段の規定による技術的

各号列記以<u>外</u> 第六条第一項次条第一 第一号 の規定 第七条第一項第五条第 第六条第 の部分 |読み替える法読み替えられ読み替える字句 各号列記以外 項前条第二 各号 録簿 る字句 塩製造業者登塩特定販売業者登 項 項 項第十六条第二項各号 第十七条において準 第十六条第 録 用する次条第一項 簿 項

第七条第 第二号 項 第十 第五条第 項  $\equiv$ 条 第第十七条において準 用する第十三条第 第十六条第一項

第一号 第九条第 第八条第 項 項第五条第二項第十六条第二項第 前条 各号 |第一号から第||号から第三号まで又 三号まで又はは第六号 第 項第十七条において準 用する前条第一項

第九条第二項 第五条第二項第十六条第二項第四 |第四号から第||号又は第五号 六号まで

列記以外の部条第一項各号 項第一 項及び第十三 第十二条第 第十三条第 第十三条第 号 第五条第 号まで 第一号又は第用する第七条第一項 |第七条第一項||第十七条において準 第五条第 |三号から第五|第一号又は第三号か 項 項 第十六条第一項 第十六条第 ら第五号まで 一項

|第三条 法第十七条前段において法の規定を準用 2 前条第 項 項

えは、次の表のとおりとする。

の部分 各号列記以外 第六条第一項次条第一項 の規定 読み替える法読み替えられ読み替える字句 る字句 塩製造業者 登塩卸売業者登録簿 用する次条第一項 第二十条において準

第一号 第六条第 第七条第 項 項前条第一 第五条第 各号 一項第十九条第 項第十九条第二項各号 垣

第七条第 の部分 各号列記以外

第八条第 第二号 項 前条 各号 第五条第 第 項第十九条第 用する前条第 項

第一 第九条第 号 第五条第二項第十九条第二項第 三号まで又はは第六号

項第二号 第十三条第 列記以外の部 条 項及び第十二 第九条第 第一項各号 十二条第 第一号又は第用する第七条第一項 第七条第一項第二十条において準 第五条第 |第四号から第号又は第五号 号まで 三号から第五第一号又は第三号か 六号まで 一項第十九条第 ら第五号まで 一項

第十四条 第 十二条 第第十七条において準 第十七条において淮 用する第十二条第 用する前条第一項

場合における同条後段の規定による技術的読替 法第二十条前段において法の規定を準用する

録簿

項 第十 項 三条 第第二十条において準 用する第十三条第

項第二十条において準

(権限の委任)

項 第五条第二項第十九条第二項第四 |第一号から第号から第三号まで又

第十四条

第十二 項

条 第第二十条において準

用する第十二条第

第四条 法第二十二条第一項第三号に規定する塩 を原料とする化学製品であっ ものは、次のとおりとする。 (指定化学製品) 前条第 項 用する前条第 第二十条において準

かせいソーダ

て政令で指定する

一項

塩素酸ソーダ ソーダ灰

けいふっ化ソーダ

五四 金属ナトリウム

合成染料(染料中間体を含む。)

ないものに限る。) ン単量体の重量が全重量の百分の五十に満た 量体の共重合物で、これに含有されるスチレ 合成ゴム(ブタジエン単量体とスチレン単 ハイドロサルファイト

緑色炭化けい素

又はその化合物 い、塩化ばい焼の工程を経て生産される金属 主たる原料として硫酸焼鉱又は鉱さいを用

第五条 次の表の上欄に掲げる法の規定に基づく 基づく権限は、財務大臣が自ら行うことを妨げ 四項並びに第三十条第一項及び第二項の規定に 同表の中欄に掲げる場所を管轄する同表の下欄 財務大臣の権限は、同欄に掲げる区分に応じ、 税関長が行うものとする。ただし、法第三条第 に掲げる財務局長若しくは福岡財務支局長又は

| オに係るものに限る。)、しくは法第五(当該主た | 東三十条第一項及び第二は法第十五条内にある項 | 第三十条第一項及び第二は法第十五条内にある項 | から第十五条まで並びに造業者若しく管轄区域 | から第十五条まで並びに造業者若しく管轄区域 | から第十五条まで並びに造業者若しく管轄区域 | から第十五条まで並びに造業者若しく管轄区域 | おいまり | おまり | おいまり | まいまり | おいまり | おいまり | まいまり | まい のに限る。) る者の主たる福岡財務用塩等製造業者に係るもをしようとすっては、 第三条第四項(塩製造業塩製造業者若財務局

在事地務 所の

項第四号 第十三条

第

第五条第

項第十九条第

一項

|売業者に係るものに限者若しくは法 |特定販売業者に係るもの|の主たる事務 第一項及び第二項(塩特項の届出をよ 第十八条並びに第三十条第十八条第 第十三条及び第十四条、者若しくは法 九条、第十二条第一項、塩特定販売業 |る。)、第十六条第一項及第十六条第 第三条第四項(塩特定販塩特定販売業|税関長 定販売業者又は特殊用塩ようとする者 いて準用する第六条、 |び第二項、第十七条にお|項の登録を受 限る。) , 第八条第三項、第者又は特殊用 第けようとする 所の所在地

第八条第三項、第九条、る事務所の所務支局の用する第六条、第七条、する者の主たが福岡財 条及び第十四条並びに第 第十二条第一項、第十三在地 項、第二十条において準を受けようとの所在地 第十九条第一項及び第二第一項の登録る事務所 |者に係るものに限る。)、|は法第十九条|(当該主た (塩卸売業者に係るもの 二十条第一項及び第二項 内にある 福岡財務 っては、 場合にあ

第三条第四項(塩卸売業塩卸売業者又財務局長

長も行うことができる。 る事務所以外の事業場の所在地を管轄する税関 特定販売業者又は特殊用塩特定販売業者の主た 者又は特殊用塩特定販売業者にあっては当該塩 所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合 場の所在地を管轄する財務局長(当該事業場の 業者又は塩卸売業者の主たる事務所以外の事業 者にあっては当該塩製造業者、特殊用塩等製造 塩製造業者、特殊用塩等製造業者又は塩卸売業 長若しくは福岡財務支局長又は税関長のほか、 関するものについては、前項に規定する財務局 又は塩卸売業者の主たる事務所以外の事業場に 業者、塩特定販売業者、特殊用塩特定販売業者 財務大臣の権限で塩製造業者、特殊用塩等製造 にあっては、福岡財務支局長)、塩特定販売業 法第三十条第一項及び第二項の規定に基づく

第六条 この政令に定めるもののほか、法第三条 その他法及びこの政令の施行に関し必要な事項第一項の規定による塩需給見通しの策定の時期 (財務省令への委任) 財務省令で定める。

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日 第七条及び第二十四条の規定は、 月一日)から施行する。ただし、 公布の日から 附則第五条、 (平成九年四

(塩専売法施行令の廃止)

第二条 三号)は、廃止する。 塩専売法施行令(昭和六十年政令第二十

(塩専売法施行令の廃止に伴う経過措置)

第三条 日本たばこ産業株式会社(以下「会社 中「当該官公署」とあるのは「財務大臣」と読 業運営委員会の委員」と、「当該官公署」とあ み替えるものとする。 るのは「財務大臣」と、同条第五項及び第六項 は旧法第四十三条第一項の規定による塩専売事 業務に従事する取締役、監査役若しくは職員又 第三十八条第一項に規定する塩専売事業に係る あるのは「日本たばこ産業株式会社の塩事業法 合において、同法第百条第四項中「公務員」と という。)の塩専売事業(法附則第十条の規定 七十号。以下この項において「旧法」という。) による廃止前の塩専売法(昭和五十九年法律第 (平成八年法律第三十九号) 附則第十条の規定 は準用する場合を含む。)を準用する。この場 第一項及び第二百九十二条において適用し、又 での規定(これらの規定を同法第二百八十三条 年法律第六十七号)第百条第四項から第六項ま 得た事実については、地方自治法(昭和二十二 者がこの政令の施行前にその地位において知り 定による塩専売事業運営委員会の委員であった 職員であった者又は旧法第四十三条第一項の規 七十号。以下「旧法」という。) 第三十八条第 による廃止前の塩専売法(昭和五十九年法律第 に係る業務に従事する取締役、監査役若しくは 一項に規定する塩専売事業をいう。以下同じ。)

支局長)

第四条 この政令の施行の際現に係属している会 施行後にセンターを当事者として提起するもの 社の塩専売事業に係る事務に関する訴訟であっ 文並びに第九条の規定を準用する。この場合に 九十四号)第五条第一項及び第三項、第八条本 の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第百 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣 又はセンターを参加人とするものについては、 業に係る事務に関する訴訟であってこの政令の 庁」とあるのは「塩事業法 おいて、同法第五条第一項及び第三項中「行政 てセンターが受け継ぐもの及び会社の塩専売事 (平成八年法律第三

前条」とあるのは「第五条第一項及び第三項並 は「第五条第一項」と、「法務大臣又は行政庁」 びに前条本文」と読み替えるものとする。 するセンター」と、同法第九条中「第一条乃至 とあるのは「塩事業法第二十一条第二項に規定 項、第六条第二項又は前条第三項」とあるの \_ كر 同法第八条本文中「第二条、第五条第

第五条 法附則第四条第一項の政令で定める額 は、三百億円とする。 (助成業務特別勘定の残余財産の国庫納付の期 (助成業務のための拠出額)

第六条 法附則第五条第二項の規定による国庫納 付金は、平成十四年七月十日までに納付しなけ

2 計算書、当該助成業務を終了した日における貸た日から当該助成業務を終了した日までの収支 附則第三条第二項に規定する助成業務を開始し とするときは、当該国庫納付金の計算書に、法 ればならない。 三十日までに、これを財務大臣に提出しなけれ 明らかにした書類を添付して、平成十四年六月 借対照表その他当該国庫納付金の計算の基礎を ばならない。 センターは、前項の国庫納付金を納付しよう

(センターに対する拠出財産の価額等)

第七条 法附則第六条第一項の規定により会社が センターに対して拠出する財産の価額について 当該各号に定める額を基礎として算定す 次の各号に掲げる資産及び負債の別に応

た額 定」という。)に属する現金及び預金の額か業勘定(以下この項において「塩専売事業勘 ら次のイ及びロに掲げる額の合計額を控除し ける旧法第五十条第一項に規定する塩専売事 現金及び預金 平成九年三月三十一日にお

イ 専売事業勘定に属する賞与引当金の額に相 当する額 出される平成九年三月三十一日における塩 会社の平成八年度の決算を基礎として算

専売事業勘定に属する退職給与引当金の額 出される平成九年三月三十一日における塩 に相当する額 会社の平成八年度の決算を基礎として算

定資産及び繰延資産 流動資産 (前号に掲げるものを除く。)、 会社の平成八年度の決

> の資産の価額に相当する額 算を基礎として算出される平成九年三月三十 日における塩専売事業勘定に属するこれら

-九号)第二十一条第二項に規定するセンタ

うとするときは、次の各号に掲げる財産の別に 応じ、当該各号に定める事項を付した予定財産 三 流動負債 (賞与引当金を除く。) 及び固 会社は、法附則第六条第一項の認可を受けよ 年三月三十一日における塩専売事業勘定に属 負債(退職給与引当金を除く。) 会社の平成 するこれらの負債の価額に相当する額 八年度の決算を基礎として算出される平成九

及び負債ごとの当該各号に定める額として予 定される額その他参考となるべき事項 前項各号に掲げる資産及び負債 当該資産 目録を作成し、大蔵大臣に提出しなければなら

他参考となるべき事項 該無体財産権等の種類、名称、登録番号等当 の号において「無体財産権等」という。) 権(出願中又は申請中のものを含む。以下こ 該無体財産権等を特定するに足りる事項その 塩専売事業に係る特許権、実用新案権、 |権、商標権、著作権、出版権及び著作隣接 当 意

(センターが承継しない権利及び義務)

第八条 法附則第六条第四項に規定する政令で定 利及び義務とする。 塩専売事業に従事する職員の雇用契約に係る権 める権利及び義務は、法の施行の際現に会社の

(特別価格での売渡しに係る塩の用途等)

第九条 法附則第二十七条の規定によりなおその 及び第六項に規定する政令で定める用途は、次旧法第二十七条第三項、第四項第一号、第五項 効力を有するものとして読み替えて適用される のとおりとする。

一 第三項に規定する漁獲物の塩蔵の用一 次項に規定する化学製品の製造の用 次項に規定する化学製品の製造の

る化学製品は、次のとおりとする。 第二十七条第四項第二号に規定する政令で定め を有するものとして読み替えて適用される旧 法附則第二十七条の規定によりなおその効力

かせいソーダ ソーダ灰

塩素酸ソーダ

けいふっ化ソーダ

金属ナトリウム

七六五四 合成染料(染料中間体を含む。) ハイドロサルファイト

ないものに限る。) ン単量体の重量が全重量の百分の五十に満た 量体の共重合物で、これに含有されるスチレ 合成ゴム(ブタジエン単量体とスチレン単

緑色炭化けい素

又はその化合物 い、塩化ばい焼の工程を経て生産される金属 主たる原料として硫酸焼鉱又は鉱さいを用 2

る漁獲物は、鯨、にしん、さけ、ます、 第二十七条第四項第二号に規定する政令で定め を有するものとして読み替えて適用される旧法 法附則第二十七条の規定によりなおその効力 わし又はさんまとする。 たら、

(行政事件訴訟の受継ぎ等)

であって法の施行の際現に係属しているもの第十条 法附則第三十四条第一項に規定する訴訟 又は大蔵大臣が受け継ぐものとする。 各号に定める財務局長若しくは福岡財務支局長 次の各号に掲げる訴訟の区分に応じ、当該

る場合にあっては、福岡財務支局長) 所の所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあ の住所の所在地を管轄する財務局長(当該住 の処分を受けた者又はこれらの申請をした者 は旧法第三十五条の規定に基づく処分(元売 ものに限る。)に係る処分若しくは不作為又 をいう。以下この号において同じ。)に係る 売人(旧法第十九条第一項に規定する元売人 分、旧法第二十一条の規定に基づく申請(元 の規定に基づく申請に係る処分若しくは不作 処分等に係る訴訟のうち、旧法第六条第一項 人に係るものに限る。) に係る訴訟 これら 法附則第三十三条第一項に規定する旧法の 旧法第十五条第一項の規定に基づく処

処分等に係る訴訟のうち、前号に掲げる訴訟 以外の訴訟 大蔵大臣 法附則第三十三条第一項に規定する旧法の

局長又は大蔵大臣を行政事件訴訟法(昭和三十 を被告として提起するものとする。 する処分又は裁決をした行政庁とみなして、 する処分又は裁決をした行政庁とみなして、国七年法律第百三十九号)第十一条第一項に規定 当該各号に定める財務局長若しくは福岡財務支 いては、前項各号に掲げる訴訟の区分に応じ、 法附則第三十四条第二項に規定する訴訟につ 2

第十一条 法附則第三十七条第一項の規定により 者に塩を売り渡すことができる場合) (塩製造業者がセンター及び塩卸売業者以外の

塩製造業者が財務大臣の承認を受けてセンター

及び塩卸売業者以外の者に塩を売り渡すことが できる場合は、次のとおりとする。

塩を売り渡す場合 輸出のために塩を買い受けようとする者に

センター又は塩卸売業者に塩を売り渡する

務大臣に提出しなければならない。 他財務省令で定める事項を記載した申請書を財 その売り渡そうとする塩の数量、売渡先、その 前項の承認を受けようとする塩製造業者は、 とが困難であると財務大臣が認める場合

定化学製品のうち政令で定めるものは、次のと第十二条 法附則第三十八条第一項に規定する指 おりとする。 (特定化学製品)

かせいソーダ

ソーダ灰

塩素酸ソーダ

(特定化学製品用塩に関する手続) 金属ナトリウム

第十三条 特例塩特定販売業者(法附則第三十 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十 下同じ。)の輸入(法第二条第三項に規定する(同項に規定する特定化学製品用塩をいう。以定販売業者の委託を受けて特定化学製品用塩 う。以下この条において同じ。) 又は特例塩特 条第一項に規定する特例塩特定販売業者を げる事項を記載した書面を財務大臣に提出しな 三月三十一日までに特定化学製品用塩の輸入を 輸入をいう。以下同じ。)をする者(次項にお 七条の規定による輸入申告の時までに、次に掲 しようとするときは、当該特定化学製品用塩の いて「受託輸入者」という。)は、平成十四年 ればならない。 4

及び価格並びにその原産地 当該特定化学製品用塩の種類、 規格、 数量

一 当該特定化学製品用塩の使用者及び使用

造の予定期間 る特定化学製品をいう。第三項において同 化学製品(法附則第三十八条第一項に規定す じ。) の品名及びその予定数量並びにその製 当該特定化学製品用塩から製造される特定

明らかにする書類を当該書面に添付しなければ ならない。 は、特例塩特定販売業者の受託を受けたことを 受託輸入者は、前項の書面を提出するとき

3 の輸入に係る特定化学製品用塩を譲り受けた者 特例塩特定販売業者及び特例塩特定販売業者

自己の事業場に、その輸入又は譲受けに係る特 定化学製品用塩に関する次に掲げる事項を記載 (以下この項において「特定譲受者」という。) は、平成十四年三月三十一日までは、それぞれ した帳簿を備えなければならない。

数量並びに蔵置場 の年月日及び許可書の番号)、種類、規格、 る関税法第六十七条の規定による輸入の許可 業者にあっては、当該特定化学製品用塩に係 塩の受入年月日及び受入先(特例塩特定販売 同日までに受け入れた当該特定化学製品用

又は口に定める事項 次のイ又はロに掲げる区分に応じ、 当該

品用塩の譲渡年月日、譲渡先、種類、規格 り渡した場合 その譲り渡した特定化学製 いう。)が当該特定化学製品用塩を他に譲 譲受者(以下「特例塩特定販売業者等」と 同日までに特例塩特定販売業者又は特定 前 前

項

輸入地

条

税関長

条

第特例塩特定販売業者税関長

びその数量 種類、規格及び数量並びに当該特定化学製 用に供した場合 その製造の用に供した特 特定化学製品用塩を特定化学製品の製造の 品用塩から製造した特定化学製品の品名及 定化学製品用塩の使用年月日、使用場所、 同日までに特例塩特定販売業者等が当該

製品用塩の受払い(使用を含む。)の状況に関 例塩特定販売業者等に対して、前項の帳簿の写 する報告書の提出を求めることができる。 し又はその輸入若しくは譲受けに係る特定化学 財務大臣は、必要があると認めるときは、特

第十四条 次の表の上欄に掲げる規定に基づく財 関長が行うものとする。 掲げる財務局長若しくは福岡財務支局長又は税 表の中欄に掲げる場所を管轄する同表の下欄に 務大臣の権限は、同欄に掲げる区分に応じ、 (権限の委任)

並びに附 則第十 条第一項 第三十七 法附則第塩製造業者の主たる財務局長(当該主 |十七条第||事務所の所在 二項及び の管轄区域内にあ 地が福岡財務支局 たる事務所の所在 福岡財務支局長) る場合にあっては

第四十条の規定により当該申の管轄区域内にあ二項及び附則第二十条第一項地が福岡財務支局 ||法附則第法第十九条第二項の|財務局長(当該 二十条第規定による申請(法たる事務所の所 |請とみなされたもの|る場合にあっては、

在

の主たる事務所の所

を含む。)をした者福岡財務支局長)

法附則第法附則第三十条の規財務局長(当該 三十条 第特定化学製品用塩の る者の主たる事務所福岡財務支局長) れる旧法の規定によの管轄区域内にあ 定によりなおその効たる事務所の所 の所在地 る届出又は報告をする場合にあっては、 力を有するものとさ地が福岡財務支 局 在

四項 特例塩特定販売業者等の主たる事務所以外の事 前条第四項の規定に基づく財務大臣の権限で 所在地 等の主たる事務所の

たる事務所以外の事業場の所在地を管轄する税 税関長のほか、当該特例塩特定販売業者等の主 業場に関するものについては、前項に規定する 関長も行うことができる

(地価税の課税の特例)

第十五条 法附則第四十二条第一項に規定する政 という。)又は同条第一項に規定する貯蔵 令で定める部分は、同項に規定する製造場等 を乗じて計算した面積に係る土地等の価額に相 計のうちに第二号に掲げる床面積の占める割合 ち、当該土地等の面積に次に掲げる床面積の合 第六十九号)第二条第一号に規定する土地等 いう。) の用にも製造場等又は貯蔵所の用以外 の用にも供されている地価税法(平成三年法律 (以下この項及び第三項において「製造場等」 (以下この項及び第三項において「貯蔵所」と 当する部分とする。 (以下この項において「土地等」という。)のう

部分の床面積 ち専ら製造場等又は貯蔵所の用に供している 所の用に供している建物その他の工作物のう 当該土地等の上に存する製造場等又は貯蔵

場等又は貯蔵所の用以外の用に供している部 前号の建物その他の工作物のうち専ら製造

- これが引きる。 は、その端数を切り捨てる。 というできるとき という は、その端数を切り捨てる。

備に関する法律の施行の日から施行する。 係る措置の適正化等を図るための関係法律の整 この政令は、成年被後見人等の権利の制限に

第十六条」とあるのは「地価税法第十六条」と び塩事業法附則第四十二条の規定」と、「同法 十一条の七から第七十一条の十二までの規定及 の十六第一項中「及び第七十一条の七から第七 価税法第十六条」と、同法第七十一条の十四第 の規定」と、「同法第十六条」とあるのは「地 ら前条までの規定及び塩事業法附則第四十二条 までの規定」とあるのは「、第七十一条の七か の十三第一項中「及び第七十一条の七から前条 法第十八条第一項第二号」と、同法第七十一条 項の規定の適用については、同法第七十一条第 十一条の十五第一項及び第七十一条の十六第一 の十三第一項、第七十一条の十四第一項、第七 律第二十六号)第七十一条第一項、第七十一条 場合における租税特別措置法 十一条の十二までの規定」とあるのは「、第七 二項の規定により読み替えて適用される地価税 (平成八年法律第三十九号) 附則第四十二条第 法附則第四十二条第一項の規定の適用がある 項、第七十一条の十五第一項及び第七十一条 項中「同項第二号」とあるのは「塩事業法 (昭和三十二年法

(財務省令への委任)

過措置は、財務省令で定める。のほか、法及びこの政令の施行に関し必要な経第十六条 附則第三条から前条までに定めるもの

## 七号) 抄附 则 (平成一二年六月七日政令第三〇

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年一月六日から施

## 三一二号) 附則 (平成一六年一〇月一五日政令第

施行する。 る法律の施行の日(平成十七年四月一日)からこの政令は、行政事件訴訟法の一部を改正す

則 (令和元年九月六日政令第八六号)